

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま

四季だより 第37号

2021年9月

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな?という疑問等ありましたら、消費者ネットワークわかやま迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま 事務局
〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

消費者ネットワークわかやま第1回公開学習会

「成年年齢18歳に引き下げで、変わることを、知っておきたいこと」を開催しました。



2021年8月21日(土)、和歌山県勤労福祉会館プラザホープ3F特別会議室にて、板東俊矢氏(弁護士、京都産業大学大学院法学研究科教授)を講師に、第1回公開学習会を開催しました。全体で49名(会場参加17名、オンライン参加32名)の参加がありました。

民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられる事で考えられるトラブルや、今から準備しておかなければならない事など、わかりやすくお話いただきました。契約の問題では、18歳以上の高校生、大学生

は契約をすると「義務」を負うことになる。これまで未成年者の契約は、法定代理人の同意がない場合取り消しができる「未成年者取消権」が大きな役割を發揮したが、今後は契約をすれば支払い義務や返済義務が発生します(美容品など高額商品の購入、クレジットカードやローン契約、利殖型契約、アパートなどの賃貸借契約等)。多くの被害が予想される中、若者に対するクレジットのルールの見直し(利用上限30万円は高額すぎる)、特定商取引法のエステや美容医療(プチ整形)の契約ルールの明確化、マルチ商法や利殖商法に関する法整備、ネットでの年齢確認の仕組みとその法的責任の明確化など、成年年齢18歳の場合に想定する消費者被害の実例をもとに解説頂きました。また、今やることは、それぞれの立場で事実を知らせること、行政は情報提供をするとともに、苦情が増えることへの対応を検討しておく事が大切であると指摘されました。

「自分で判断するのが大人」ではなく、「何かあった時にどこに相談したらいいかを知っているのが大人」という坂東先生の言葉がとても印象的でした。



<事例1> ネット副業 信じて大丈夫？

※SNSの広告で「動画を送るだけで誰でも簡単に高収入」とあったので連絡した。月に30万円は稼げると説明され、そのためのシステム料50万円が要るが、借金してもすぐ返せると言われた。1カ月やってみたがほとんど収入がない。

※SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービスの略) 登録した利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと



<対応策>

「高収入が得られるノウハウ」などと称してネットで販売される情報のことを「情報商材」と言います。コロナの影響で収入が減少したり、仕事を失った人がネットで副業サイト等を検索して被害にあうケースが増えています。また、SNSで仲良くなった人から暗号資産やFX取引の儲け話を持ち掛けられ、多額のお金を詐取されるケースも増加しています。



- うまい話はありません。始める前に高額な費用が必要と言われたら要注意です。
- 「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告や、友人からの誘いでも安易に信じない。
- 特に、海外事業者の場合、被害回復は困難です。勧誘の段階で信憑性を疑い、慎重に！

<事例2> 火災保険を使って無料で屋根修理？

「数年前の台風で壊れた箇所はないですか。火災保険を使えば自己負担なしで修理できます。まだ間に合いますのでサポートしますよ」と電話がかかってきた。後日、業者が調査に来ることになったが、経年劣化の屋根も保険で直せると言う。本当だろうか。

<対応策>

災害が起きると、住宅修理などに便乗した商法が横行しますが、災害から数年経てもこのような勧誘があります。自己負担なしで修理できると言われても、保険の範囲内で修理工事ができるのか、そもそも保険金が支払われるのかどうか分かりません。

- 火災保険の適用は、基本的に自然災害による被害で、経年劣化による損傷は対象外です。
- 保険で修理できると言われてもすぐに契約せずに加入先の保険会社に相談しましょう。
- 契約の際には保険金請求のサポート手数料や違約金等の有無について確認しましょう。

火災保険で屋根の修理ができませんよ、保険金申請のサポートしますよ!



<事例3> 宅配業者を騙る「不在通知」の偽SMSにご注意！

「お荷物をお届けにあがりましたが、不在のため持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください」と大手配送業者名でSMSが届いた。URLをタップし情報を入力した。後日、携帯会社から身に覚えのない料金請求をうけた。

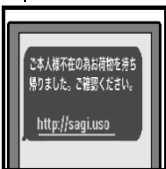
※SMS (ショート・メッセージ・サービスの略) 携帯電話同士で電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りするサービスのこと

<対応策>

偽SMSのURLをタップし情報を入力すると個人情報不正使用され、その結果多額の通信料やキャリア決済の被害が発生するトラブルが増加しています。

携帯OS機種により対処方法が異なりますが、被害にあわないためには

- SMSやメールの添付URLは安易にタップ、ダウンロード、インストールしない。
- パスワードや認証コードなど安易に入力しない。
- 不審に思えたら、本物の連絡先を調べて確認しましょう。



困ったときは、消費者ホットライン “188” へ

☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体21団体(その内、特定適格消費者団体3団体)が活動しています。

◎KC'sはサメ軟骨由来成分を含有する健康食品が、変形性膝関節症等の症状改善に効果があるかのように広告を行っている、日本サメ軟骨普及協会への「要請書」に対して回答が届きました。

日本サメ軟骨普及協会(以下「協会」という。)は、サメ軟骨由来成分を含有する健康食品が変形性膝関節症をはじめとする疾病に関し、治療・予防の効果・効能を有する旨を新聞折り込みチラシやホームページ等で広告しています。

当団体は、これについて医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に違反するものであると判断し、表示をやめるよう、2021年5月12日付けで「要請書」を送ったところ、6月21日に協会からの回答が届きました。

【要請の趣旨】

協会が行う広告において、サメ軟骨が、変形性関節症・ヘルニア・腰痛・リウマチ・糖尿病・高血圧・骨粗しょう症・脊柱管狭窄症・腰椎症・前立腺炎・ヘバーデン結節・外反母趾・その他一切の疾病に関し、治療・予防の効果・効能を有する旨を表示することをやめてください。

【要請の理由】

協会の広告は、サメ軟骨を摂取すれば、変形性関節症をはじめとする疾病に関し、治療・予防等の効果・効能を得られる旨を表示しています。これによるとサメ軟骨は、薬機法2条1項2号「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物」にあたり、「医薬品」に該当します。

しかし、サメ軟骨は、「製造販売についての厚生労働大臣の承認」を受けていないものであり、協会の広報活動は、何人も、未承認の医薬品の広告をすることを禁止する薬機法68条に違反するものです。

【回答の主旨】

当方は、広報について問い合わせに応じるが、特定商品に係るカタログや注文書を送付して購入を勧誘することには行っていない。広報はサメ軟骨の効用を社会に知らしめるための記事である。しかし、広報活動については、疑念を持たれない内容を確認するまで無期限に停止する。

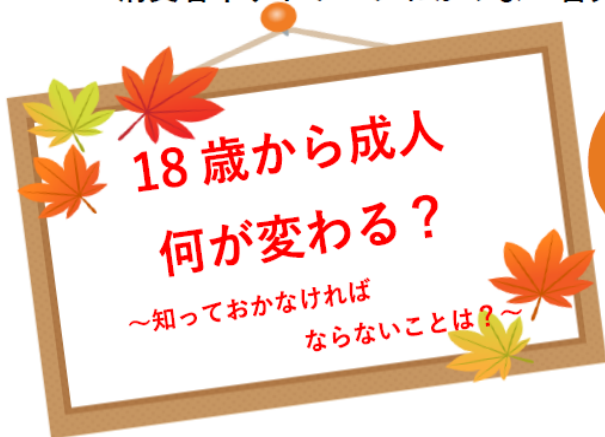
KC'sでは協会の回答を受けて、対応を検討しています。

詳しくはKC'sのホームページをご覧ください。

http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10001121



消費者ネットワークわかやま 啓発講座



参加
無料

2022年4月から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。約140年ぶりに成年の定義が見直されることで、何が変わり、18歳前後の方達はどうかと見え、親はどうか対応すればよいかを考えます

御坊市	有田市
日時:10月18日(月) 13:30~15:00 会場:財部会館 定員 15人 (御坊市湯川485) オンライン参加 定員 50人 講師:根岸 祐子さん(消費生活相談員)	日時:10月25日(月) 10:00~11:30 会場:文化福祉センター 定員15人 (有田市箕島27) オンライン参加 定員50人 講師:南方 明子さん(消費生活相談員)
橋本市	和歌山市
日時:10月26日(火)10:00~11:30 会場:橋本市産業文化会館アザレア (橋本市高野口町向島135) 定員 15人 オンライン参加 定員 50人 講師:南方 明子さん(消費生活相談員)	日時:2022年1月以降開催予定 会場:未定

キリトリ

消費者ネットワークわかやまに加入しましょう。 2021年度新規会員募集中!

消費者ネットワークわかやまは、県内の弁護士・司法書士・消費生活アドバイザー・消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報(四季だより)、消費者ニュース(消費者被害にあわないための啓発チラシ)をお届けします。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、新規・継続会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

ご担当者名様(団体の場合ご記入下さい)

TEL: _____ メール _____

年会費 _____ 円(個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座 口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026